

新型インフルエンザ対策について（１）

概要と現状

高病原性鳥インフルエンザ（H5N1型）による家禽等への感染が世界的に流行しています。また、この鳥インフルエンザウイルスが東南アジアを中心に人に感染し、死亡する事例が数多く報告されています。（2009/2/2）

15カ国：感染者数 404名 死亡者数254名 致死率63%

現在は鳥から人へ感染する局面ですが、このウイルスが変異し、人から人に容易に感染する新型インフルエンザとなって、世界的な大流行（パンデミック）を引き起こし、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響が懸念されています。

過去の世界的大流行

【世界の死亡者数】

1918年	スペインインフルエンザ（H1N1型）	4,000万人
1957年	アジアインフルエンザ（H2N2型）	200万人
1968年	香港インフルエンザ（H3N2型）	100万人

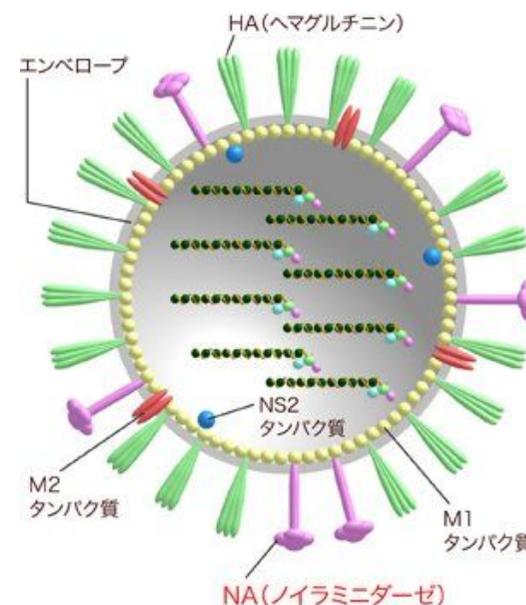
想定される健康被害

新型インフルエンザ(H5N1型) (国内予測)

医療機関受診者	最大2500万人	死亡者数	17～64万人
三重県推計	最大36.8万人	死亡者数	9,400人

人は新型インフルエンザに対する免疫をもっていないために、感染が爆発的に拡大するおそれがあります。

インフルエンザウイルス



想定される経済被害

欠勤率	20～40%
欠勤期間	10日間程度
到達時間（海外で発生してから日本到達）	2～4週間程度
流行の波	8週間程度

日本の経済被害

GDP損失：20兆円（4.1%相当）

【事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン（改定案）】参考資料より

新型インフルエンザ対策について（２）

組織体制

事前の対策推進は、国では内閣府に「鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」、三重県では健康福祉部長を議長とする「三重県新型インフルエンザ対策推進会議」を設置し推進します。
発生時は、国では内閣総理大臣を本部長とする「新型インフルエンザ対策本部」を、三重県では知事を本部長とする「三重県新型インフルエンザ対策本部」を設置して対応します。

医療対応

医療対応版対策行動計画、マニュアルの策定
抗インフルエンザウイルス薬、防護具等の備蓄
保健所に「感染症危機管理ネットワーク」の設置
実地訓練・研修会の実施
情報提供体制の整備（三重県感染症情報センター）
正しい知識の啓発

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

政府備蓄	1,050万人分（治療用）
	300万人分（予防投薬用）
都道府県備蓄	1,050万人分（治療用）
流通分	400万人分
計	2,800万人分

三重県備蓄：152,000人分

社会対応

県庁機能の維持（社会対応版対策行動計画）
企業、市町等のBCPの作成啓発
正しい知識の啓発

プレパンデミックワクチンの備蓄

政府備蓄
H18年度 原液約1,000万人分（ベトナム株／インドネシア株）
H19年度 原液約1,000万人分（中国株）
プレパンデミックワクチン：鳥 人感染の患者又は鳥由来のウイルスを基に製造されるワクチン。
パンデミックワクチン：実際に新型インフルエンザが出現した際に、そのウイルスを基に作製するワクチン。

個人の感染予防策

不要不急の外出を避ける
集会、講演会などの開催、参加を自粛する
外出時にはマスクを着用する
外出後は手洗い、うがいをする
食料・生活用品を備蓄する
咳エチケットを励行する
正しい知識を持つ

最大の感染拡大防護策

三重県新型インフルエンザ対策行動計画(医療対応版)の概要

背景

新型インフルエンザは1918年に発生したスペインインフルエンザで世界で約4千万人が死亡されたとされています。

近年、東南アジアを中心に高病原性鳥インフルエンザが人に感染する事例が多発しており、新型インフルエンザ発生危険性が高まっています。

平成17年に国の「新型インフルエンザ対策行動計画」に準じ、「三重県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定。今回、防疫資材の備蓄等追記するとともに、社会対応版との整合性を図るため改定しました。

基本方針

- ①世界中に新型インフルエンザが発生しないうちに、できる限りの準備を整える。
- ②海外で新型インフルエンザが発生した場合には、県内に持ち込まないように県民に呼びかける。
- ③県内でひとりだけ、あるいは少数集団の発生を見た場合は、県内への拡大を防止するため封じ込めを行う。
- ④県内で大規模な流行が起こった場合は、適切な情報提供を行い、各関係機関が協力して終息に向けて対策を行う。

被害想定

医療機関受診患者数: 19万2千人～36万8千人
入院患者数: 7,800人～2万9千人
死亡者数: 2,500人～9,400人

対策本部

- 平常時は「三重県新型インフルエンザ対策推進会議」にて対策の推進をする。
- 県内で鳥からヒトへの感染が確認された時点(フェーズ3C)で知事を本部長とする「三重県新型インフルエンザ対策本部」を設置する。

行動計画の主要5項目

- 1 計画と連携
各機関の幅広い連携のもとに対応
- 2 サーベイランス
家きん・豚のウイルスサーベイランス
ヒトのウイルスサーベイランス
- 3 予防と封じ込め
PPE(個人防護具)の備蓄
積極的疫学調査によるまん延防止
- 4 医療
感染症指定医療機関等で治療
抗インフルエンザ薬(タミフル)の備蓄
15万2千人分
- 5 情報提供・共有
県対策本部から情報提供
感染症情報センター等による情報提供

想定概要(例)

- 県内の鳥インフルエンザウイルスが人に感染(フェーズ3C)
 - ・三重県新型インフルエンザ対策本部設置
 - ・患者は感染症指定医療機関で治療する
- 新型インフルエンザが県内で発生(フェーズ4C)
 - ・患者は感染症指定医療機関等で治療する
 - ・不要不急の外出の自粛、マスクの着用、手洗い・うがいをするよう強く呼びかける
 - ・抗インフルエンザウイルス薬、PPEを発熱外来等に配送する。
 - ・報道機関、三重県感染症情報センターにより迅速に情報提供を行う。

三重県新型インフルエンザ対策行動計画<社会対応版>(暫定版)(概要)

1 新型インフルエンザについて

(1) 新型インフルエンザとは

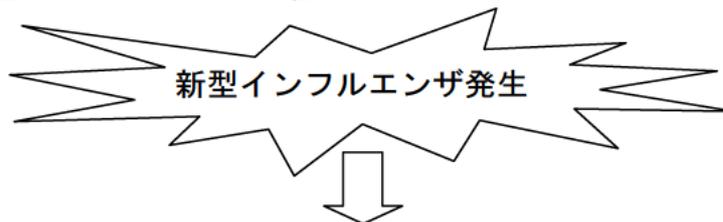
新型インフルエンザとは

動物、特に鳥類にのみ感染していた鳥インフルエンザウイルスが、当初は偶発的にヒトに感染していたものが、遺伝子の変異によって、ヒトの体内で増えることができるようになり、さらにヒトからヒトへと効率よく感染するようになったもの

新型インフルエンザの特徴

- ・ 通常のインフルエンザと比べると爆発的に感染が拡大し、非常に多くの人が罹患することが想定
- ・ 罹患者のうちかなりの割合の人が肺炎などの合併症を起し、死亡する可能性も通常のインフルエンザよりも高くなる可能性

(2) 新型インフルエンザの影響

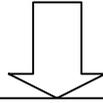


三重県内で予想される被害

医療機関受診患者	約19万2千人～36万8千人
入院患者	約7,800人～29,000人
死亡者数	約2,500人～9,400人

社会への影響

- ・ 膨大な数の感染者（疑い例を含む）と死者
- ・ 社会不安による治安の悪化やパニック
- ・ 医療従事者の感染による医療サービスの低下
- ・ 食料品・生活必需品、公共サービスの提供に従事する人（交通・通信・電気・食料・水道など）の感染による物資の不足やサービスの停止
- ・ 行政サービスの水準低下（行政手続きの遅延等）
- ・ 日常生活の制限



新型インフルエンザ対策行動計画 < 社会対応版 > の作成が必要

2 フェーズの概要

フェーズ（医療対応分類）			定 義	社会対応分類
国内非発生	国内発生	県内発生		
フェーズ 1			ヒトへ感染する可能性を持つ型のウイルスを動物に検出	
フェーズ 2			動物からヒトへ感染するリスクが高いウイルスが検出	
フェーズ 3			ヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、ヒトからヒトへの感染は基本的に無い	未発生期
3 A	3 B	3 C		
フェーズ 4			ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、感染集団は小さく限られている	海外発生期 国内発生期 県内発生期
4 A	4 B	4 C		
フェーズ 5			ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認、大きな集団発生	
5 A	5 B	5 C		
フェーズ 6			パンデミックが発生し、一般社会で急速に感染が拡大	大規模流行期
6 A	6 B	6 C		
後パンデミック期			パンデミックが発生する前の状態へ、急速に回復	

3 三重県の体制

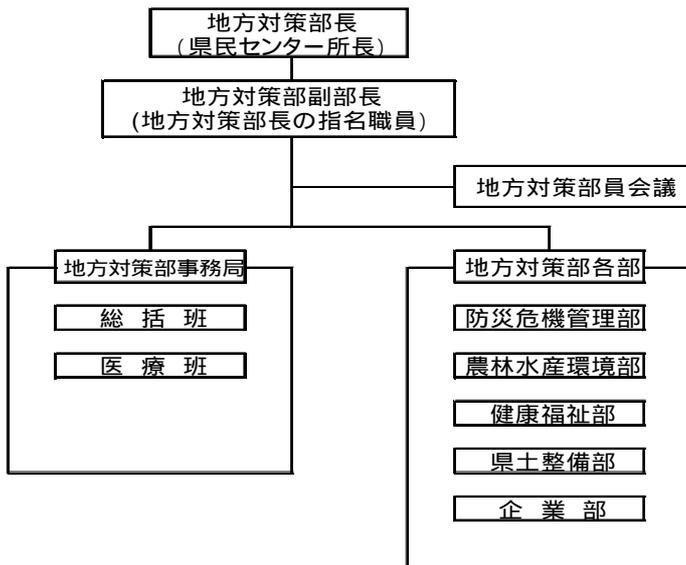
(1) 対策本部の設置

- ・ 発生未確認期において、県内における鳥インフルエンザのヒトへの感染確認された場合（フェーズ3C）
- ・ WHOがフェーズ4を宣言した場合またはWHO及び周辺国を含む諸外国の動向等から必要があると判断した場合。
- ・ 知事が必要と認めた場合

(2) 対策本部の構成



(3) 地方対策部の構成



(4) 対策本部の機能

- ・情報の共有、医療及び感染の拡大防止
- ・県内への社会的影響の軽減方策の検討等
- ・各部：対策本部の方針に基づく必要な措置及び感染拡大防止等の実施
- ・地方対策部：地方対策部長が本部長の命を受け、市町及び地域機関その他の関係機関と連携し、対策を実施

4 情報の収集

(1) 発生未確認期における情報の収集

各部局等は、新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザの発生状況に関する情報を収集し、対策の初動を円滑にする。

(2) 海外発生期以降における情報の収集

海外及び国内・県内における発生状況を収集し、対策を円滑にするとともに、社会状況に関する情報を収集し、県民生活への影響を最小限にする。

5 情報の提供

県民、市民、関係団体・事業所等に情報を提供し、感染予防対策等先行的な対策を促す。

6 相談窓口

- ・本庁及び各地域において、発生状況の照会、感染予防対策、健康・生活・仕事など共通の相談、要望、苦情などに対応するために相談窓口を設置
- ・各保健所に設置する発熱相談センターでの情報提供や知識の普及、受診可能な医療機関の紹介
- ・国、市町及びその他関係機関の相談窓口とリンクした相談機能の発揮
- ・県民からの問い合わせに的確に対応できるようQ & Aを作成

7 各フェーズにおける対応

(1) 発生未確認期

項目	概要
危機管理体制	情報連絡体制の強化（推進会議の設置及び開催） 感染予防対策及び普及啓発の実施 業務継続ができる準備の実施
情報収集と提供	新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザの発生状況に関する情報の収集、提供
感染予防	感染予防対策及び感染予防策の普及啓発
社会機能の維持	流行時の業務の運営体制についての検討の要請、支援
行政サービスの維持	初動部門の体制及び初動部門への応援体制等の整備 欠勤職員の増加を想定した所管事業の取扱いの検討
広報と相談窓口の設置	新型インフルエンザの基礎知識と予防策等の広報 相談に対応するための Q&A 及び対応マニュアル等の作成

(2) 海外発生期

項目	概要
危機管理体制	新型インフルエンザ対策本部の設置 新型インフルエンザに関する情報の一元化、共有化 ライフライン機能維持のための対策等の検討 市町及び事業者に対する情報提供、注意喚起 情報連絡体制の確立
情報収集と提供	海外での発生状況、国内での発生の兆候、県民生活に影響を及ぼす社会・経済活動等の情報収集 発生状況の情報提供と感染予防対策の普及啓発
水際対策	国が行う水際対策への協力 必要に応じた警戒活動等の実施
感染予防	国内感染が拡大した場合の感染防止対策の準備 感染予防の周知徹底
社会機能の維持	生活物資等の流通と価格の安定、ライフライン等の確保 及び交通機関の確保への対策準備 事業者、生産者への感染予防対策の要請 社会機能維持に関わる事業者等に対し、新型インフルエンザ流行時の業務の運営体制への移行準備の要請
行政サービスの維持	県内発生を想定した所管業務の優先順位化、応援態勢の確認 欠勤職員の増加を想定した所管事業の取扱いの検討 要員が不足した場合に対応可能な職員等の確認
広報と相談窓口の設置	県内発生に備えた普及啓発の実施 各保健所に発熱相談センターを設置し、情報提供や知識の普及、受診可能な医療機関の紹介等を実施

(3) 国内発生期

項 目	概 要
危機管理体制	<p>新型インフルエンザに関する情報の一元化、共有化、県内発生監視</p> <p>ライフライン機能維持のための対策、要員確保、感染予防対策等の実施</p> <p>市町及び事業者等に対する情報提供、注意喚起の実施</p>
情報収集と提供	<p>感染防止のための発生状況、兆候等の情報の入手</p> <p>県民生活に影響する状況、兆候を早期に把握し、社会混乱を未然に防止</p>
水際対策	<p>国と連携したウイルス感染者の侵入防止</p>
封じ込め対策	<p>地域封じ込めが隣接県で行われる場合、県民に情報提供し、不安の除去と注意喚起</p> <p>当該県に対する可能で必要な協力</p>
感染防止	<p>県内発生に備えた感染者の早期確認及び医療の確保</p> <p>県民への感染予防についての啓発の徹底</p>
社会機能の維持	<p>生活物資等の流通と価格の安定、ライフライン等の確保及び交通機関の確保への対策の実施</p> <p>事業者、生産者への感染予防対策の要請</p> <p>社会機能維持に関わる事業者等に対し、新型インフルエンザ流行時の業務の運営体制への移行の要請</p>
行政サービスの維持	<p>感染職員の増加を想定し、業務継続計画等に基づいた優先順位の高い必要な業務の継続</p> <p>必要な職員の確保や臨時的な人員配置の見直しの検討</p>
広報と相談窓口の設置	<p>あらゆる手段による普及啓発の実施、記者会見等による注意喚起の実施</p> <p>各保健所に発熱相談センターを設置し、情報提供や知識の普及、受診可能な医療機関の紹介による不安解消や適切な治療及び感染拡大の防止</p>

(4) 県内発生期

項 目	概 要
危機管理体制	<p>新型インフルエンザに関する情報の一元化、共有化</p> <p>ライフライン機能維持のための対策、要員確保、感染拡大防止策等の実施</p> <p>市町及び事業者等に対する情報提供、注意喚起の実施</p>
情報収集と提供	<p>感染拡大防止のための発生状況等の情報の入手</p> <p>県民生活に影響する状況を早期に把握し、社会混乱を未然に防止</p>
封じ込め対策	<p>発生初期における早期の対応による感染拡大の防止</p>
感染拡大防止	<p>県内における感染拡大の防止</p> <p>感染者に対する医療の確保と感染予防についての啓発の徹底</p>

社会機能の維持	生活物資等の流通と価格の安定、ライフライン等の確保及び交通機関への対策の実施 社会機能維持に関わる事業者等に対する新型インフルエンザ流行時の業務の運営体制への移行の要請
行政サービスの維持	感染職員の増加を想定し、業務継続計画等に基づいた優先順位の高い必要な業務の継続 必要な職員の確保や臨時的な人員配置の見直しの検討 職場内での感染防止対策及び部内の業務継続対策の実施
広報と相談窓口の設置	県内での発生情報、県の対処策、不安の解消、注意喚起等の実施 発熱相談センターでの情報提供や知識の普及、受診可能な医療機関の紹介による不安解消や適切な治療及び感染拡大の防止

(5) 大規模流行期

県内発生段階から実施している対策の継続もしくは強化

この行動計画は、あくまで現時点の状況に基づき暫定版として策定されたものであり、国の指針等、今後の状況を踏まえ、適宜修正していくものとする。

(新)新型インフルエンザに対する緊急的な取組

新型インフルエンザの世界的な大流行(パンデミック)が懸念される中、流行時には死亡者が国内で最大64万人、県内においても最大9,400人にのぼる甚大な健康被害が想定されています。

新型インフルエンザの発生に備え、県民が正しい知識を得るための啓発や、地域の医療体制の整備を行うとともに、行政機能を確保するための対策に取り組みます。

県民、関係者への啓発

○県民啓発(啓発リーフレット)

- ア) 県内すべての世帯に配布
- イ) 公立学校のすべての児童生徒、保護者に配布

○衛生対策研修

- ウ) 保健所職員、医療従事者に対し最新情報、対応策等研修を実施
- エ) 公立学校教職員を対象とした感染防止、学校対応等に係る研修の実施

○発生の察知

- オ) 家きんに対するサーベイランス検査の実施
- カ) ウイルス同定機器の整備

行政機能の確保

○体制の整備

- キ) 県における人的被害、具体的な社会機能への影響などの調査の実施及び具体的な社会的影響シナリオに基づく凶上訓練の実施

○防疫資材の備蓄(マスク等の个人防护具(PPE)、消毒用品等)

- ク) 病院事業庁の機能維持に係る防疫資材の備蓄
- ケ) 警察活動維持に係る防疫資材の備蓄

医療体制の整備

○防疫対策資材の備蓄

- コ) ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄
- ・発生時に設置する発熱外来用のPPEの備蓄
- ・患者支援、調査等の業務に係るPPEの備蓄
- カ) 県立病院における患者受け入に係る防護服、PPE等の整備

○感染者受入入院医療機関の整備

- シ) 医療機関が重篤患者等を受入れるため行う、人工呼吸器、PPE整備への支援

○対策検討会議の実施

- ス) 医療対応について検討する専門家会議の実施

【担当部局】(担当事業)
(担当室) (連絡先)

【健康福祉部】(ア、ウ、カ、コ、シ、ス)
健康危機管理室 224-2359

【防災危機管理部】(キ)
危機管理総務室 224-2181

【農水商工部】(オ)
農水産物安全室 224-2497

【教育委員会】(イ、エ)
教育総務室 224-3173

【警察本部】(ケ)
警備部警備第二課 222-0110

【病院事業庁】(ク、カ)
県立病院経営室 224-2350

